

国民健康保険運営方針(第3期：R6～R11年度)の策定

● 国保運営方針とは

- 国保の共同保険者である県と市町が共通認識のもと、一体となって**国保財政運営の安定化、事務の標準化、共同化及び効率化**を推進するための方向性及び取組を定めたもの
- 根拠法令 国民健康保険法第82条の2

厚労省が示す策定要領に即しながら、本県の状況を踏まえて策定

● 兵庫県国保運営方針の沿革

H30年度

R2年度

第1期

● 制度の円滑な移行

- 所得・被保険者数・世帯数に応じた納付金算定 (H30～)
- 算定方式 (3方式)、応能割・応益割合の決定 (H30～)
- 標準的な賦課限度額の決定 (H30～)

R3年度

R5年度

第2期

● 段階的な統一

- 納付金ベースの統一** (納付金算定時に医療費水準未反映・収納率反映) (R3～)
- 個別経費・個別公費 (全体) の段階的相互扶助化 (R5～R9)
- 県国保財政安定化基金を活用した激変緩和措置 (R5～R12)
- 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」策定 (R4.11)

R6年度

R11年度

第3期

● 統一に向けた取組の加速化

今回の改定

- 保険料率の完全統一** (標準保険料率統一 R9、市町保険料率完全統一 R12)
- マイナンバーカードと被保険者証の一体化(R6.12.2～)に伴う事務の方針や標準的な運用の検討
- 保険料等減免・任意給付の取扱いについて、検討の方向性を追記
- 全市町が必ず取り組む保健事業5項目(受診勧奨、重症化予防等)と共通の評価指標を設定

運営方針に落とし込み

3年目途中で
中間見直し

● 必須の記載事項 [国保法に規定]

- 国保の医療費、財政の見通し
- 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項
- 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 保険給付の適正な実施に関する事項
- 医療費適正化に関する事項
- 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

- ※ 下線部分は国保法改正(R6.4.1施行)により必須化
- ※ 詳細は厚労省が策定要領にて提示